

不適正な経理処理に関する外部通報について

神戸市民病院機構（以下「機構」という。）では、神戸市に準じて、全職員に対して、不適正な経理処理を絶対に行わないように周知徹底し、物品等専決調達事務に関しては不適正な経理処理の未然防止のため新たな事務処理を実施しています。

今後とも、機構職員から経理処理に関する不適切な要請があった場合は当該要請には応じないようお願いします。

しかしながら、機構職員からの不適切な要請を断ることが困難である場合、又は断ったことにより不利益を被った場合に、通報していただく窓口をお知らせいたします。

通報できる者

機構職員又はその他関係者から不適正な経理への関与を働きかけられている者又は不適正な経理に関与している者又はその者が勤務する企業等の役員若しくは従業員の方が対象です。

通報の対象となる経理処理

機構が締結した、又は締結しようとする物品等の購入契約、その他の契約における預け金、差し替え、一括払い、等の不適正とみられる経理処理。

通報の方法

- ・不適正とみられる経理処理の内容を記載した書面の郵送、またはFAXによる送付、窓口への来所や電話での口頭通報による方法など。ただし、直接来所される場合は必ず事前に連絡をお願いします。
- ・実名での通報をお願いします。（ただし客観的に事実が証明できる資料その他合理的な根拠等が示されている場合は、匿名でも受け付ける場合があります。）

調査の実施及び是正措置

- ・調査は、機構のコンプライアンス推進室が、必要に応じて実施します。
- ・調査に当たっては通報者が特定されないように配慮し、そのおそれがある場合は調査方法についてあらかじめ通報者と協議します。
- ・是正措置も含め調査の結果は通報者に報告するとともに、必要に応じて該当部署等に所要の改善を求めます。

通報先

○法人本部 経営企画室 企画運営グループ 広報・人材開発チーム
(法人のコンプライアンス推進室を兼ねています。)

・所在地

〒650-0046

神戸市中央区港島中町6丁目1番地 神戸商工会議所会館7階

・電話

078-940-0155

・FAX

078-306-2870

○通報受付時間

月曜日～金曜日 8:45～17:30

(ただし、休日、祝祭日、年末年始等の休業日を除く)